

意見検討結果一覧表

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
1	1章	地域の特長がつくった文化財から、地域学習に還元してはどうか。	文化財を理解するためのきっかけとして地域学習は重要であると認識しています。地域学習の実施方法など具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えます。	D(参考)
2	2章	文化財は守れても育てることは出来ない。トカゲを恐竜にしたい訳じゃないですよね。変な表現だと思います。	文化財としての対象物を一面的に捉えるのみならず、多面的に捉えることによって新たな価値や意味づけを行うことが可能となるため、これを総称的かつ概念的に「育てる」と表現したものです。	F(その他)
3	2章	市町村が雇用する管理栄養士や保健師と同じで、古文書が読める、仏像調査が出来る、民俗学的な素養があって聞き取りが上手いと言ってもそういう人材が必要である。優秀な人材を不安定な期限付き職員で雇っていることへの猛省を促すように条例を改正して市町村教育委員会に専門職員を二人以上は必要である。	文化財の諸分野における市町村専門職員の採用について、県の条例を制定することは考えていません。	E(対応困難)
4	2章	調査研究のノウハウについて、必ず研修するように県教委が毎年、研修会を開催すべき。採寸、クリーニング、写真撮影、梱包、状態把握などしてもらって県教委や保護審につなげるようにする。	県教育委員会ではこれまでも市町村等の職員を対象として、文化財担当経験の浅い職員向けの「基礎講習会」、埋蔵文化財に関する専門的内容について研修する「技術講習会」、県立博物館で行われる「文化財等取扱い講習会」などを実施しており、今後も必要に応じて文化財の知識技術を確実にするための機会を設けることとしております。	C(趣旨同一)
5	2章	後継者不足、保管場所などの問題により、個人所有の歴史的価値のある諸資料が失われつつあるため常々残念な思いを抱いています。貴重な価値を持つ諸資料を保存し活用していくため、まずは、県の教育委員会の方針や後押しによって町の教育委員会が地域の有識者などと協力して民家に眠る文化財を調査して、その目録を一元管理し公開し、更にこれらの古文書を読み下し、冊子にまとめ図書館に置いて貸出し、それを基に学芸員や研究者で歴史的価値や意味付けを行い、教育委員会が解説版を発行したり、絵画教室の会員などにより挿絵を描いたり絵本にする。といった体系的な取組が必要になってくるのではないかと思います。	本大綱では、古文書などの有形文化財について、個人所有の文化財の保管状況の把握及び調査の必要性について課題認識しており、第2章1イに記載しています。また、第3章2(1)、(2)で現状調査及び専門家による指導助言等の機会を設定できるような措置を行うこととしています。加えて、第3章3(2)および第3章5に記載したように、調査で明らかになった価値や成果については、地域や専門家等と連携しつつその情報の共有につとめることとしています。具体的内容については、施策の実施段階において検討されるものと考えています。	D(参考)
6	2章	私共が地域の無形民俗文化財である伝統芸能の伝承活動を行うに当たり一番心配なことは後継者不足です。小学校などに継承活動への参加を呼び掛けていますが、スポーツ少年団やクラブ活動の多忙化などで積極的に動けないように見受けられます。そこでこの機会にお願いしたいことは、地域の地自体や県が中心となって教育機関(小学校から大学)に対し、伝統芸能と地域のかかわりや伝承活動の重要性を理解してもらえるような後方支援をしてもらいたい。また、教育現場の方にも聞いてもらえる受付窓口のようなものがあれば、学校側への要請活動も行い易くなります。	本大綱では、無形民俗文化財の後継者不足について第2章1オに記載のとおり課題認識しており、第3章2(4)および第3章5において、県が行う文化財類型別の取組の中での支援や教育機関や地域との連携について記載しています。各種支援に係る具体的な内容や方法等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
7	2章	未指定文化財の調査についても、指定ではないので保護に前向きではない自治体なども見られる。未指定文化財のどのようなところに歴史的・文化的価値があるのかを知ろうとする姿勢が必要である。従って、文化財取扱い講習会の33市町村の担当者は必ず受講しなければならないように、制度なり、予算化なりする。	本大綱は、未指定文化財の掘り起こしは当然必要と考えており、指定・未指定を含め地域全体でどのように保存活用していくことができるかということについて考えるきっかけとして策定したもので、第2章1(2)、第3章2(2)、第3章3(2)等にそれぞれ記載しています。講習会の制度化や予算化等の具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
8	3章	文化財を地域づくりに活かすことについて、年最低2回×33市町村で文化財に関わる講演会費用を県が負担するように予算計上する。報告書の提出を義務づける。	文化財の理解を深めるため、講演会などの普及啓発事業は必要であると考えており、本大綱では第2章4(3)及び第3章2(3)にその方向性及び措置について記載しています。 予算計上及び報告書提出の義務づけについては施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
9	3章	文化財の後継者確保について、県で指導して33市町村に必ず考古・歴史・民俗・生物・地質を専門とする職員を2名以上の正規職員として採用するように条例をつくる。	後継者の確保という観点はいいただいたご意見と一致すると考えており、本大綱では第3章4にその必要性等について記載しています。 市町村の具体的職員数に関する県条例制定は考えていません。	E(対応困難)
10	3章	県立学校二年生、市町村立の中学校二年生、小学校五年生での年一回の地元市町村の文化財の講演会を開催し、報告を求める。	文化財の理解を深めるため、講演会などの普及啓発事業は必要であるとと考えており、第2章4(3)及び第3章2(3)にその方向性及び措置について記載しています。 対象学年及び実施回数等の具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えます。	D(参考)
11	3章	市町村立の中学校二年、小学校五年は県立博物館、県立美術館、県立農業博物館、県庁、新聞社、テレビ局などの見学とからめて総合的探究の時間をあてて、見学させることを年2回義務づけ、一回のバス代金は県が補助する制度を作って予算化する。もう一回は市町村教委あるいはPTAに負担してもらおう。わかつぎっ秋田県の小・中学校をみならう。	児童生徒による各種社会教育施設見学などの普及啓発事業は、文化財の理解を深めるためにも必要であるとと考えています。 対象学年及び実施回数等の具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えます。	D(参考)
12	3章	市町村の文化財調査委員や保護審議会を年2回の開催を義務づけ、文化財の調査報告書のレベルの均一化をはかり、未指定年がないように指定強化10年計画を立てさせる。未指定年がないように県教委が指導する。	市町村に権限のある会議等について、県教委として義務付けることは難しいと考えています。	E(対応困難)
13	3章	市町村の文化財調査員は、考古、歴史、民俗、生物、地質を軸に歴史の時代別、神仏像や棟札、建築など地域性を活かして最低定員を10人として専門性のたかい有識者が釜石市、大槌町、遠野市と掛け持ちしても良いようにして調査報告のレベル維持をはかる。	市町村に権限のある会議等について、県教委として義務付けることは難しいと考えています。	E(対応困難)
14	3章	文化財調書、現状報告書、現状変更報告書、文化財パトロール結果報告書など県が共通の様式を提示して33市町村がすべて同様式で作成できるように指導する。	適切な文化財保護と円滑で理解しやすい事務処理という観点から、それぞれのような様式が望ましいかという議論は積極的に進めつつ、情報共有することが必要と考えています。	D(参考)
15	3章	学芸員資格のないものを県立博物館で採用してはならない。	職員の採用については、県立博物館の組織としての採用基準により適切に行われているものと考えています。	E(対応困難)
16	3章	市町村境はあっても鳥獣や魚類に境はない。縦割りがひどくて調査研究が進まない。例えば、大槌町の秀井慈泉と仏眼祖晴の兄弟は大槌通代官所管内で活躍しているが、釜石市、大槌町、山田町、宮古市川井小国地区にまたがった調査研究を共同研究という意識でできるようにしてはどうか。	文化財の分布のみならず、現在の行政界に一致しない広がり合わせた保存活用のあり方について検討することは重要であり必要であるとと考えており、本大綱では第3章2(2)に措置として記載しています。なお、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」には、行政界を越えた広域の方針や取組を記載することができます。	C(趣旨同一)
17	3章	県指定、市町村指定の文化財の貸借をして展示する時に、県は美術専用車費用の半額を負担する制度を創設すべき。	当該制度については、その必要性や県が負担する理由などについて事前に十分検討することがまずは必要と考えています。	D(参考)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
18	3章	神護寺経の裏書きに大樋の秀井慈泉が入手して、裏書きをして東梅社の仏眼祖晴に贈った経典一巻が、鎌倉の骨董商で売りに出されたというときに、大樋教委では是非とも購入したい時に予算を議会を通さなければならない際に、文化財保存修理あるいは文化財の購入の県の予算を常に計上しておいて、急を要する場合は、県が費用を肩代わりする制度を創設する。	当該制度については、その必要性や県が負担する理由などについて事前に十分検討することがまずは必要と考えています。	E(対応困難)
19	3章	明治この方学校教育に関わった教科書や掛図、卒業アルバム、記念写真など学校に関する文化財を集めておく廃校を確保して、収集、保管、整理、調査、修理保存する部署を設けるべき。	本大綱は、未指定文化財の掘り起こしは当然必要と考えており、指定・未指定を含め地域全体でどのように保存活用していくことができるかということについて考えるきっかけとして策定したものです。部署の設立など具体的内容等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
20	3章	大樋町のおしゃち(東梅社跡地)の整備計画については、県教委の指導助言もあるべきだった。おしゃちの整備について遺跡修景の考え方などに配慮すべきだった。何かやるときにはもう少し県教委は積極的に指導助言すべき。	市町村指定文化財の保存活用については、第一義的には所管する市町村が行うべきものと考えます。本大綱では必要に応じて県教委も指導助言を行い、今後も市町村との情報共有と連携を図っていくことを第3章3(3)に記載しています。	D(参考)
21	3章	33市町村大小はあってもせめて発掘を担っている考古分野の専門の方の他に民俗や歴史か自然の担当者は必要。普代、野田、種市、葛巻、九戸などどうしても県北、沿岸地域は弱いのので、県から派遣して応援しつつ、市町村採用の後継者を育てる体制づくりを推進させる。	文化財保護の担い手確保及び保護体制の整備については課題意識を持ち、県と市町村のみならず、専門家なども含めた連携や協力体制を構築していくことが必要であると考えており、本大綱では第3章4(1)(2)に記載しています。	C(趣旨同一)
22	3章	水系や各代官所、旧藩での調査研究事業を推進させるために市町村の枠を超えた連携強化のために応援する予算化をする。	文化財の分布のみならず、現在の行政界に一致しない広がり合わせた保存活用のあり方について考えることは必要であると認識しています。予算化など具体的内容については施策の実施段階で検討されるべきものと考えています。	D(参考)
23	3章	県立博物館の出前講座を市町村内の小学校の児童を一カ所にスクールバスでまとめて実施する。学芸員が3人で向いて3テーマから選んで学ぶ体制を応援する。	県立博物館の出前講座は現在も実施しているところであり、今後も文化財に関する普及啓発を継続的に行われるものと考えています。出前講座の実施方法など具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
24	3章	平泉・橋野・御所野のボランティアガイドではなく、仕事として成り立つようにNPO法人でも一般会社でも生活が出来る、奈良公園のガイドのように一生の仕事に出来るように企業化する。	県教委としては遺跡等のガイドの企業化については考えていません。	E(対応困難)
25	3章	小学生・中学生・高校生にバス代金を補助して、平泉・橋野・御所野の見学に行けるようにする。校外学習、遠足、郷土理解恥ずかしながら見たことがない児童生徒は大変多い。	校外学習等の現地に赴いて実物を見学するような学習は、地域理解をより深めるため重要と認識しています。見学の実施方法など具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
26	3章	建築物、遺跡周辺の電柱の地中化事業を県教委が県の他部局と協力して県費で工事を計画的に推進していく。	当該事業については、その必要性や県が負担する理由などについて事前に十分検討することがまずは必要と考えています。	D(参考)
27	3章	平泉・橋野・御所野と大人用説明板と子供用説明板の設置、雪や経年劣化が激しいなか県の自然風土を考えて冬期は回収保管。8年更新。水を重りにしたわかりやすい揭示版を設置する。	様々な年齢層に対し、遺跡等の価値をより分かりやすく理解してもらうための工夫は必要と考えています。具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
28	3章	県指定文化財のデジタル写真でのデータベースづくりとともに、片面写真片面解説文のバインダー式の増えるアルバムのようなA5版の冊子を作成する。高齢者は持ち歩く物をほしがります。バインダーにしておけが新指定分が追加していけます。写真を撮ることで雇用促進になりますし、文化財パトロールを推進できます。	本大綱では、県指定文化財を含め、県が所有する文化財関係の写真、調査報告書などについて整理し、総合データベース構築について検討を進めることとし第3章2(2)エに記載しています。	C(趣旨同一)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
29	3章	手薄で、未指定のままで失われていく文化財を無くすためにも、県教委が33市町村を数市町村ごと(旧郡ごとに)悉皆調査するようにする。旧市町村ごとでも一週間ほど現地調査が出来るように組んで行く方法もある。	未指定文化財の掘り起こしのための悉皆調査等については、本大綱でも第3章2(2)ア、第3章3(2)アなどに記載のとおり、県と市町村の連携協力のもと実施することとしています。具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
30	3章	前記内容は各市町村教委の文化財担当者と各市町村文化財調査員を対象とする。全県で無理であれば地方振興局ごとや旧郡単位で実施しても良い。	前記に係る具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
31	3章	各市町村が博物館、資料館を持っているわけではないので、中央公民館に展示ケース購入補助を県が行う。展示の仕方についても研修会は必要。	展示等の具体的内容等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
32	3章	3Dプリンタを用いたレプリカ製造を奨励して、地域や学校などに貸し出して啓蒙をはかる。	展示等の具体て内容等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
33	3章	各市町村が発行する広報誌に文化財の紹介だけで終わらないで、専門家のコメントを付けて価値の紹介コーナーを付け加えるようにモデル市町村を指定して一年間12回やってみる。博物館、埋蔵文化財センター、保護審の先生方に依頼する。	文化財の多様な普及啓発のあり方については、本大綱においても第2章4(3)、第3章2(3)などにおいて記載しています。	D(参考)
34	3章	指定文化財パトロールは県と市町村が協力して年1回は必ず行う。	本大綱では、市町村が行う文化財の現状確認について、必要に応じて連携協力して行うことを第3章3(1)アに記載しています。	C(趣旨同一)
35	3章	指定を推進したいのであれば、市町村ホームページに必ず、各市町村指定文化財の写真入りで紹介するページの作成を義務づけ、開設にあたっては県教委が協力する。写真がない。説明文が書けない。作れないと言われても応援できるようにする。指定文化財数が一桁。指定文化財が10年ほど追加になっていないなど市町村の状態をチェックして指導すべき。	本大綱では、市町村が行う調査・研究に関する事項について、専門家による調査指導の機会の設定や専門的内容に係る情報提供等を行い支援することを第3章3(2)に記載しています。	D(参考)
36	3章	県指定であっても市町村から申請がない限り修理費用の半額補助が出来ませんではなくて、市町村によっては、どう申請して良いかわからない、調査もままならないところも現実にはあるので申請が出来る、調査が出来る応援や助言にもっと積極的になるべき。	本大綱では、市町村が行う保存・継承及び調査・研究に関する事項について、専門家による調査指導の機会の設定や、専門的内容に係る情報提供等を行い支援することを第3章3(1)(2)に記載しています。	D(参考)
37	3章	県財政が苦しいとはいえ、保存修理をする順番を待っている者は多いので、旧郡単位で修理するものを決めて、500万円ほどの修理が4件できる予算計上が毎年出来るといいのだと思います。	指定文化財の保存修理に対しては、修理根拠及び緊急性などを明確にするため、現状把握の徹底をすることとして本大綱に記載しています。具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
38	3章	水産研究所の所蔵となっている前川善兵衛家文書は神奈川大学が撮影した平成初年の写真しかないので、デジタル映像化すべきですし、傷んでいる文書は所有者の許可を得て修理費用を岩手県が負担してもいいのではないのでしょうか。南海トラフで津波がくれば横浜市金沢は文書が失われる可能性大です。岩手県沿岸の歴史研究に加えて、藩財政を支えた前川家の役割についても研究が一挙に進むと思います。	資料のアーカイブ化の必要性については本大綱に記載しているところで、予算措置の具体的内容についてはその必要性や県が負担する理由などについて事前に十分検討することがまずは必要と考えています。	D(参考)
39	3章	郷土芸能の指定はしやすく増加していますが、仏像や文書や石碑などもこの時代以前のものは各市町村横並びで指定にするなどが価値の認識向上にも繋がるはずで、指定基準目安をつかって市町村に提示すべき。	本大綱では、文化財指定に関する基準や重要性の度合いなども関係する保存・継承及び調査・研究に関する事項については、市町村と積極的に情報共有を行い、必要に応じて県教委の支援を行うこととして第3章3(2)に記載しています。	D(参考)
40	3章	県あるいは市町村指定になって、こういう所が有難いというメリットを所有者に感じさせる施策が必要で、県立博物館の地域展と出前の展示会を上手くセットにして文化財の価値認識を高める運動をおこすべき。	本大綱では、文化財の価値や魅力を発信し、地域資源として位置づけていくことの必要性について、第3章2(3)、第3章3(3)に記載しています。	C(趣旨同一)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
41	3章	未指定の埋もれた文化財を掘り起こすのであれば、人材育成が第一。やはり市町村に専門職を採用させ、調査研究には、県から学術的に優れた専門家を派遣する制度を作る。	本大綱では、市町村職員を含めた県全体の文化財保護行政体制の強化と人材育成の必要性について第3章4(1)(2)に記載しています。また、市町村の調査研究に係る県の支援についても第3章3(1)(2)に記載しています。	C(趣旨同一)
42	3章	県立博物館の学芸員の有効活用を図るべき。調査研究、報告書作成、文化財説明会どれをとってもうってつけである。	文化財保護に係る機関の概要及び連携協力の必要性については本大綱第3章に記載しています。	C(趣旨同一)
43	3章	県立博物館に新収蔵庫をつくる。松園地区の空き地でも良いのではないかな。	当該事業については、まずはその必要性などについての十分な検討が必要であると考えます。	E(対応困難)
44	3章	文化財の撮影、デジタルアーカイブス化のため、定額で、長期の予算化をする。	事業の予算措置等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
45	3章	柳之御所資料館を恒久的な本格的建物を県主体で建設する。	柳之御所史跡公園では現在、ガイダンス施設を建設中で令和3年度中に開館する予定です。	C(趣旨同一)
46	3章	無量光院の遺跡を破壊しないように嵩上げて、現地に往時を復原する。平泉駅から一番近く、電線の地中化も進んでいるので、柳の御所遺跡や資料館との連動で観光のメインに出来るように整備する。当然、蓮池も復原する。	本大綱では、市町村と県の連携により地域を一体的に保存活用していくことについて、第3章を中心に記載しています。具体的内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
47	3章	文化財パトロール (1)すべき年2回は。1回は冬期を入れる。 (2)パトロールの要点についての研修必要。 (3)パトロール結果の報告義務化・写真添付・報告様式の統一	本大綱では、文化財の現状把握の徹底を図るため、文化財の保存・管理状況の定期的な確認を実施することについて第3章2(1)に記載しています。	C(趣旨同一)
48	3章	文化財指定調査の推進 (1)市町村の調査費用の補助 (2)調査員の派遣 (3)地元の文化財調査員の調査の仕方研修・レベルアップ (4)市町村教委に文化財担当の常設化 (5)文化財保護条例を見直し、指針を市町村に示し、改正指導すべき。 (6)悉皆調査を本気でするならば有識者・経験者を県が採用して県から市町村に派遣するシステムの構築をすべき。資金も経験もないので市町村によっては実施が難しいと思う。 (7)古文書、掛軸、経典など紙物の修理業者や仏像修理業者の紹介をする。 (8)文化財専門職員の正式採用を条例で出来ませんか。若者の雇用促進と古里定着、過疎化阻止の一助になる。市町村支援体制は現地に足を運んで県が調査しないとわからないことが多いと思います。	本大綱では、文化財指定に係る各種検討、調査・研究に関する市町村の取組への支援、文化財保護の担い手となる人材確保と育成等の必要性について第3章2(1)(2)、第3章4などに記載しています。悉皆調査及び修理等に係る具体的な内容については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	D(参考)
49	3章	基本的には、道路などの工事に伴う緊急発掘調査でなければ埋蔵文化財の発掘調査は行われていない。これでは住民の関心を高めることは不可能である。工事が無くとも地元住民が関心を持っている文化財で調査が行われ、日々発掘があり、現地説明会とその成果がマスコミで広く取り上げられるように、岩手県として図るべきである。そうでなければ、いつまでたっても岩手県は一定のイメージでしか語られない土地として人々の記憶に残り、忘れ去られてゆく事となるだろう。発掘によってしか新しい岩手のイメージはつくりだせないのだから。	埋蔵文化財の緊急発掘調査以外の発掘調査としては、史跡等の学術研究調査などが存在します。本大綱では、学術的な調査・研究を推進し、あわせてこれまでの調査・研究成果の整理と再評価の必要性及びその情報共有について、第3章2(2)に記載しています。	F(その他)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
50	3章	小中学校における生徒への啓蒙活動 (1)文化財保存の意義についての理解を深めるような授業をカリキュラム化する(時間数はミニマムが良いが) (2)(既に行われていることも知れないが)地元の博物館、資料館などの見学を年単位で恒例化、行事化する これによりその後の高等教育の場において専門家の育成に資する端緒になる可能性もある。加えて、文化財保存に対する財政負担への”良き理解者”を増やすことにもつながるのではないか。	本大綱では、文化財保護に関する担い手確保及び関係機関との連携等について、第3章4、5に記載しています。具体的内容等については施策の実施段階で検討されるものと考えています。	C(趣旨同一)
51	3章	無形民俗文化財の後継者の養成について、豊富な自由時間を所有する高齢者の芸術文化活動への誘導を積極手に行い、芸術文化活動の担い手として高齢者を参画させる施策こそが高齢化時代に必要である。特に無形民俗文化財の保存保護と伝承には必須の存在だと思う。	地域総がかりで文化財の保存・活用を進めるために、高齢者を含む幅広い年齢層が活躍できる機会を増やすことは必要であると考えられることから、本大綱における無形民俗文化財の取組に係る第3章2(4)オの文章表現に一部追加記載しました。	B(一部反映)
52	3章	県が主体となって実施する措置のうち「活用・地域づくり」に関して、民俗芸能等の魅力的な部分・良いところだけのツマミ取りで情報発信がされたり活用されるのではないかと心配している。結果として受け手には民俗芸能等の全体像ではなく一部分だけが伝えられることがあるとすれば、本来の文化財が見失われ伝承する価値もなく崩壊することも考えられる。	「活用・地域づくり」については、まずは文化財の魅力を多くの方々に知っていただき、文化財そのものをより深く理解していただくためのきっかけとして行っている施策も存在するところです。今後も実施段階において、文化財の様々な側面を理解していただけるような施策を検討していきます。	(参考)
53	3章	4文化財保護の担い手の確保・保護体制の整備 (1)人材の確保と育成について、文化財担当職員の職務の重要性について述べていますが、例えば、予備調査なども今後なされることから、今後、いっそう、業務は多岐にわたり、多忙極まる状況になると考えます。従いまして、文化財担当専門職員の増員を図る必要があります。また、文化財担当専門職員は、考古学(発掘)に比して、歴史分野、特に文献(古文書)を専門分野とする職員は不足しています。考古・美術・歴史・民俗・自然などの各分野における人員のバランスをはかる必要があります。従いまして、これに関連する文章は、「文化財保護行政担当課及び県立博物館において、中長期的な採用計画のもと、各専門分野のバランスを図りながら、文化財専門職員の増員・配置を確実に進めていく。」と改めるよう、提案いたします。	ご意見を踏まえ、追加記載しました。	A(全部反映)
54	4章	陸前高田市旧吉田家住宅主屋の復原についても、リーダーシップをとるべき。東日本大震災で全国でも唯一の被災文化財の復原に取り組む事業であり、方向性、指針など県教委は市教委ともしっかり連携すべきであったのに客体的であった。	本大綱では、被災文化財の修復・復元等については、行政・民間・専門家などが連携をしながら災害の各段階に応じて適切に対応することを第4章に記載しています。	D(参考)
55	4章	美術館や図書館は東日本大震災時には戦力外でした。意識改革が必要。他人のふんどしで相撲をとる体質でだめでした。	本大綱では、文化財の防災に向けた具体的方策として、文化財等の減災・防災のための連携体制及び被災時の連絡体制や活動ガイドライン等について第4章2、3、4、5などに記載しています。	F(その他)
56	4章	書いてあることはわかりますが、人命最優先で市町村職員は動かせません。33市町村、県職員で動ける人材バンクをつくっておいてすぐに動員できるようにする。	本大綱では、東日本大震災津波の成果と課題を踏まえ、文化財の防災に向けた具体的方策として、文化財等の減災・防災のための連携体制及び被災時の連絡体制や活動ガイドライン等について記載しています。	D(参考)
57	4章	東日本大震災時に文化財レスキューにあたった職員に聞き取り調査をしておく。	ご意見を踏まえ、第4章2(4)アに追加記載しました。	A(全部反映)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
58	4章	東日本大震災時に陸前高田市の足軽鉄砲隊の火縄銃が県警に届けられて壊されてしまった。銃刀法のこと以上に県教委刀剣、火縄銃などの登録担当者と県警担当者が連携していれば防げたミスです。こんな所からの検証も必要です。	本大綱では、所有者と文化財保護に係る関係機関との情報共有をはじめとする連携の強化について記載しています。	D(参考)
59	5章	県立図書館に貴重図書担当の文化財専門職員を配置すべき。解題作成も丁寧にしておかないと活用できていない。指定管理者制度などの制度面からも検討が必要。	職員配置の具体的内容等については組織体制の検討段階で検討されるものと考えています。	E(対応困難)
60	5章	県立図書館を造る際に公文書館を併設しなかったために、様々な行政文書など各市町村や県にもあるのだと思います。物で保管するものと、デジタルアーカイブ化することも重要だと思います。マイクロフィルムより、質感や色調もわかるので、県立図書館と連携して踏み込まれるといいと思います。	公文書についてはそれらの調査研究成果等のアーカイブ化及び災害時のレスキュー対象とするなど、本大綱でも第1章1(3)、第4章3(1)、第5章6(1)に記載し、取扱い対象としています。	C(趣旨同一)
61	5章	文化財保護審議委員は各分野満遍なく依頼すべき、建築の人が任期切れになったら建築の人。仏像の人の後任も仏像の人すべき。隣県ぐらいでなんとか探して依頼する。	岩手県文化財保護審議会について、本大綱では第5章1に記載しており、その委員の依頼に当たっては文化財の専門種別、研究内容等を十分考慮して行っており、今後も更なる機能強化を図っていく必要があると認識してご意見を踏まえ、追加記載しました。	C(趣旨同一)
62	5章	大綱の「推進体制」の図の中で、各種文化財関係団体に、「岩手史学会」を加筆していただけませんか。古文書、歴史資料も文化財であり、岩手の歴史文化の研究をなしている、県内では随一の研究団体です。	ご意見を踏まえ、追加記載しました。	A(全部反映)
63	その他	岩手県立博物館のプロパー採用者など現実的には一番詳しいのに保護審になれるように条例を改正する。	ご意見の趣旨による条例改正は考えておりません。	E(対応困難)
64	その他	大槌町のイトヨはどうなっていますか？見学できる施設を設けるべき。	本大綱では、市町村が行う文化財の活用・地域づくりについての取組への支援を実施することとし第3章3(3)に記載しています。	F(その他)
65	その他	一戸町の朴澤家住宅(事務局:朴館家住宅のことか)が国の重要文化財で、津波被害にあった陸前高田市吉田家住宅主屋が県指定で止まっていた。歴史的、文化的価値で同等のものに差が生じたりするのは県の眼が行き届かず、配慮がなかった証拠。もし、重要文化財だったら対応がもう少しスムーズだった。こういう所も県が指導すべきだったと思います。	文化財の国指定に当たっては、必要に応じて県から国へ情報提供を行いますが、最終的には国の文化審議会においてその価値について判断していただいているものです。本大綱では、文化財の防災に向けた具体的方策として、文化財等の減災・防災のための連携体制及び被災時の連絡体制や活動ガイドライン等について第4章2、3、4、5などに記載しています。	F(その他)
66	その他	基本的には、金取遺跡をはじめとする岩手の旧石器文化が現在、研究者によっては「日本最古の旧石器文化である」とされている事を《中国大陸との関連を排除して》大きくアピールしていくことが必要と考える。とりわけ、世界遺産の平泉でさえ中国との関連で語られる事が多くなっているように見える現在、岩手の旧石器時代の文化財研究の進展のためにも《岩手の独自文化としての金取遺跡》を全国的にアピールする体制を構築していくべきではないか。	岩手県には旧石器時代の遺跡が多数存在しており、本県の歴史を理解する上では欠かせないものとなっています。本大綱では、第1章3(3)にその概要を記載しています。また、第3章(2)(3)において調査・研究の成果を整理し、活用・地域づくりのための措置などについても記載しています。	D(その他)
67	その他	財政面での支援について、財政面での継続的な支援が必要なことは明らか。単発的な予算割当ては継続性の観点から問題ありと考える。従い、(既にそのような仕組みがあるのかは分らぬが、)財政面での継続的な支援を図るための「基金」の創設を提案したい。	本大綱では、添付資料において文化財の保存活用を促すための補助金や助成金に加え、基金など様々な財政的な措置について記載しています。	D(参考)

意見No.	該当目次	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況
68	その他	<p>県指定無形民俗文化財について、岩手県には1200件以上の民俗芸能や民俗行事があり、その内390件ほどが市町村の指定を受けている。しかし中には中断休止の団体も見受けられる。又、指定を行っていない市町村も見受けられる。無形民俗文化財の指定にはそれぞれの自治体の基準があると思うが、保存活用にあたって網羅的な基準が必要に思われる。岩手県の民俗芸能には、神楽、太神楽、田植踊、念仏踊(剣舞)、鹿踊(獅子躍)、諸芸(風流)など伝承由来を多方面に持ち多彩さがある。市町村の指定は、その多彩さを反映した指定になっていると思われる。</p> <p>岩手県の指定を分類すると、神楽は20件、太神楽1件、田植踊1件、念仏踊7件、鹿踊15件、諸芸(さんさ踊り・虎舞・芝居等)7件、民俗音楽2件となり、県指定のない現市町村は、洋野町、二戸市、軽米町、九戸村、葛巻町、八幡平市、岩手町、野田村、普代村、岩泉町、栗石町、矢巾町、西和賀町、平泉町、住田町など15市町村に及んでいる。更に2000年の市町村で観ると40以上の市町村に及んでいる。</p> <p>この状況を鑑みるととも「民俗芸能の宝庫」などとは言ってられない。承知のように少子化、高齢化、過疎化、都市化など様々な要因によって民俗芸能の伝承は困難を来している。文化財指定をすることで解決できる問題では無いが、指定と同時に適切な活性化対策を講じることで一定の歯止めは可能だと考える。広い県土に江戸時代からの集落が多く存在する岩手県には、地域内に同類の民俗芸能が数多く存在し、それぞれのアイデンティティーとして息づいてきたし継続している。集落での伝承が困難になった時に代表的な団体に統合することは困難を伴うが、歴史遺産としての民俗芸能を継承させる上では可能な事だと考える。</p> <p>無形民俗文化財の岩手県指定にあたっての要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全ジャンルにわたって行う事 2) 歴史や発祥を重視することは大事だが、民俗的な諸相を踏まえて行う事 3) 全市町村から早急に県指定を出すこと(旧市町村を基本に) 4) 県指定団体は活動報告年一回文書等で行い、県は報奨金を支払う事 5) 県指定団体には、発表に機会を付与すること 6) 県指定を早急に100件にすること <p>以上のことを踏まえて県民に無形民俗文化財の意義を周知すること</p>	<p>本大綱では、本県の無形民俗文化財における歴史、現状等を踏まえ、今後適切に保存活用を図るための方向性と措置について記載しているところです。具体的な内容については施策の実施段階で検討されるものと考えていますが、ご意見は今後施策をを実現させるための参考とさせていただきます。</p>	D(参考)

備考:「反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	反映状況数	内容
A(全部反映)	3	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	1	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	13	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	35	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	10	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	6	その他のもの(計画の案の内容に関する質問等)